

精華町第10次高齢者保健福祉計画・精華町第9期介護保険事業計画
策定方針（素案）

精華町では、次期計画について、次のような方針のもとで策定作業を進めていきます。

■策定趣旨

次期計画期間中に、団塊の世代が後期高齢となる2025年(令和7年)を迎えることになります。また、高齢者が最も多くなる2040年(令和22年)を見通すと、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要です。

精華町では、2021年(令和3年)3月に策定した「精華町第9次高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者福祉施策を推進してきました。今般これを見直し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みを進め、高齢福祉のさらなる充実を図るものです。

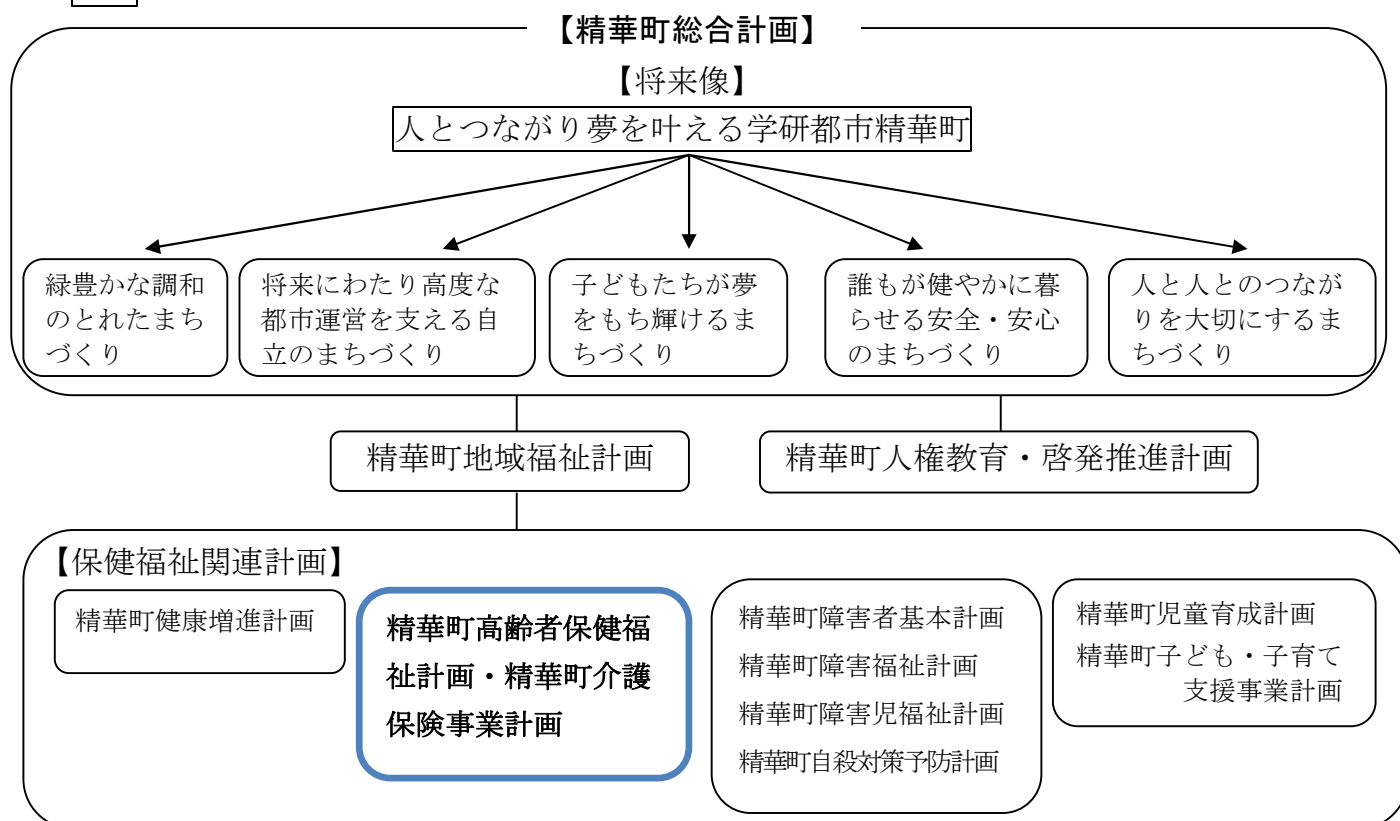
■計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に、介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく市町村計画として策定する計画である。（別添参考資料参照）

高齢者保健福祉計画は、要介護認定者等に限らず高齢者全般にわたる計画であり、介護保険事業計画と相互に連携する必要があるため、2つの計画を一体化して策定する。上位関連計画には、「精華町総合計画」及び「精華町地域福祉計画」があり、本計画は、精華町地域福祉計画の福祉分野の個別計画として位置付けられる。

また、「精華町地域福祉計画」「精華町健康増進計画」「精華町障害者基本計画・障害福祉計画」「精華町児童育成計画精華町子ども・子育て支援事業計画」「精華町人権教育・啓発推進計画」等との整合を図る。

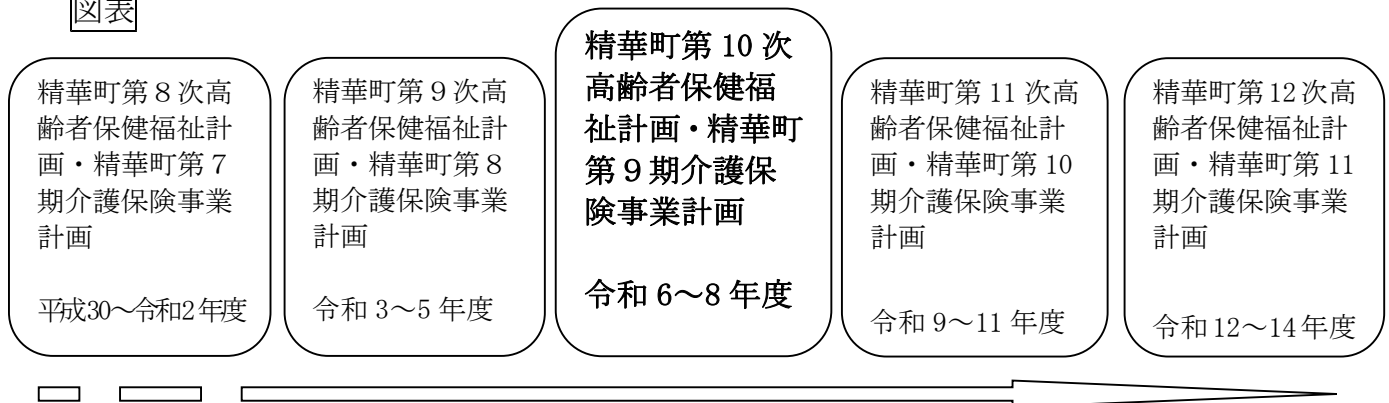
図表



■ 計画期間について

- 第10次高齢者福祉計画は、計画期間中に団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）を迎えるなか、高齢者数が最も多くなる2040年（令和22年）を見通した中長期的な視野に立った施策の展開を図るための計画として策定します。
- 第9期介護保険事業計画は2024年（令和6年）～2026年（令和8年）度の3年間を計画期間として策定します。
- 第10次高齢者福祉計画は、第9期介護保険事業計画の改定にあわせて、必要に応じて見直します。

図表



※P D C A（PLAN 計画 DO 実行 CHECK 評価 ACT 改善）の一環として、介護保険事業計画等の達成状況等について、実績の評価を行い、新たな取組につなげていくことが重要。

■ 「基本理念」と「計画の目標」

第9次高齢者福祉計画と同じ考え方を継承します。

○基本理念

「いくつになっても にっこり笑顔 仲間とともに

元気に暮らせる 精華町」

○計画の目標

「誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち」

「介護が必要になったときの安心があるまち」

■ 「施策領域」「施策」について

- 現計画は2つの施策の柱とそれぞれの施策領域、合わせて13の施策領域で構成しています。この枠組みを基本として、国の動向や要介護・要支援者の増加、町の高齢者を取り巻く課題を踏まえて、施策領域の再設定や施策の充実を図ります。